

公布年月日	法律名	内容等
平成30年5月25日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）	<p>高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境の実現を目的として制定。</p> <p>①基本理念／国及び国民の責務 基本理念として、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を明確化 心のバリアフリーとして高齢者、障害者等に対する支援を明記</p> <p>②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進 ハード・ソフト対策のメニューを国土交通大臣が提示 公共交通事業者等によるハード・ソフト計画の作成・取組状況の報告・公表</p> <p>③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組器用化 バリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設 近接建築物との連携を促進する協定制度及び容積率特例を創設</p> <p>④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実 貸切バス・遊覧船のバリアフリー基準適合義務を追加 建築物等のバリアフリー情報の提供を努力義務化 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記</p>
平成30年5月25日	著作権法の一部を改正する法律	視覚障害者等が対象となっている規定を広げ、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書を作成等を許諾なく行えるようにする（障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備）。
平成30年12月14日	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会推進法）	全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する。
令和元年6月28日	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、文部科学大臣・厚生労働大臣が基本計画を定めることを規定。
令和2年6月12日	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレー法）	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、②電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等を規定。
令和2年6月19日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（バリアフリー法）	<p>共生社会の実現に向け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化するため改正。</p> <p>①公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設 ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフトの移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設 ・障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設の情報提供を促進</p> <p>②国民に向けた広報啓発の取組推進 ・優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進 ・市町村等による「心のバリアフリー」の推進</p> <p>③バリアフリー基準適合義務の対象拡大 ・公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加</p>
令和3年6月4日	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律	障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。